

●令和8年4月以降の申請に必要な書類（育児休業明け入園予約制度についてはP.28～29をご確認ください）

下記1～8を最後まで必ずご確認ください、あてはまるものについては全ての書類を各月の申請締切日までにご提出ください。なお、提出書類をもとに品川区保育所等の利用調整基準により利用調整をします。選考基準についてP.62～66を必ず確認のうえで申請してください。申請締切日までにご提出のある書類にて保育認定・利用調整（入園選考）をしますので、ご了承ください。必要に応じて、下記以外の書類をご提出いただく場合があります。また、保育を必要とする事由が災害・児童虐待・DV等を理由とする場合には、別途、お問い合わせください。

確認項目	提出書類	備考	
1. 必須書類			
品川区内の認可保育施設に入転園申請をする方	入園申請書類一式（品川区所定様式） ・保育認定申請書兼保育所等利用希望申請書 ・入転園確認表 ・きょうだい入園（転園）条件確認表（複数の児童を申請する場合のみ）	・家庭内で2人以上の児童を申請する場合でも1枚に記載し、申請する児童にチェックをつけてください。 ・申請書には、マイナンバーの記載が必要です。詳細はP.24をご確認ください。 ・重要事項説明書については提出不要ですが、申請前に必ずご確認ください。	
2. 基本指数に関する書類（保育を必要とする状況を証明する書類）・・・保護者どちらも必要			
ご該当するものかどうか	常勤・パート・内職等で働いている場合 （内定している場合・親族の経営する会社に勤務する場合も含む）	就労証明書（品川区所定様式）	勤務先より証明を受けた就労証明書の記載事項について、申請前に必ずご確認ください。記載漏れまたは誤り等があった場合、利用調整上不利になります。転職予定の場合は、現在の勤務先だけでなく、転職先の就労証明書も提出が必要です。
	自営業・経営者・役員等の場合	就労証明書（品川区所定様式）＋就労を証明する書類 （前年分の確定申告書の写し等の就労実態が確認できるもの）	記載例をもとにご記載頂いた内容について、申請前に必ずご確認ください。記載漏れまたは誤り等があった場合、利用調整上不利になります。転職予定の場合は、現在の勤務先だけでなく、転職先の就労証明書も提出が必要です。
	妊娠中または出産後の場合	親子健康手帳（母子健康手帳）の写し （表紙、分娩予定日記載のページ）	入園希望月前後2ヶ月の間で出産予定がある、または出産した場合に必要です。
	疾病または心身に障害がある場合	①保育状況意見書（品川区所定様式） ②障害者手帳等の写し（お持ちの方のみ）	
	疾病または心身に障害がある親族を、看護・介護している場合	①介護状況申告書（品川区所定様式） ②根拠書類（診断書、入院計画書、障害者手帳、介護保険被保険者証、ケアプラン（介護サービス計画書）等の写し）	記載事項について、申請前に必ずご確認ください。 記載漏れまたは誤り等があった場合、利用調整上不利になります。
大学または職業訓練校等に通学している場合	就学（予定）状況証明書（品川区所定様式）		
3. 調整指数に関する書類・・・該当する方のみ			
認証保育所または認可外保育施設等（都道府県に届出がある施設）、連携施設未設定の地域型保育事業に通っている場合	受託証明書（品川区所定様式） ※預け先にて証明が必要です。	調整指数番号8の適用条件は、下記の2点です。 ①預かり時間が 月48時間以上 であること。（入園希望月の前月までに預ける予定を含む） ②就労要件にて申請する場合は、 入園希望月の前月 までに就労していること。（入園希望月の前月までに就労する予定を含む）	
(1) 児童の心身に障害、疾病等がある場合 (2) 児童の健康上気になることがあり、病院に通っている場合（早産児を含む）（P.21参照） (3) 児童の発達上気になることがあり、病院または療育施設に通っている場合	①主治医作成：心身状況報告書（品川区所定様式） ②保護者作成：児童調査書（品川区所定様式） ③障害者手帳・発達検査結果等の写し（お持ちの方のみ）	心身状況報告書について、定期的に通っている主治医がいない場合は、保育・教育担当（特別支援）にご相談ください。	
保育士等として保育園等に在籍している場合	保育士等優先入園に関する誓約書（品川区所定様式）	－	
保護者が障害者手帳を保持している場合	障害者手帳の写し	－	
保護者が特定医療費（指定難病）受給者証を保持している場合	特定医療費（指定難病）受給者証の写し	－	
4. 階層算定に関する書類（住民税額を証明する書類）・・・該当する方のみ			
令和6年または令和7年中に海外収入がある場合 （国外に居住し、収入がない方を含む）	年間給与証明書・年間収入申告書（品川区所定様式） ※下記のとおり 入園希望月 に応じて、 該当する年の海外収入 をご提出ください。 ① 令和8年5月～8月の利用月に入園申請する方 →令和6年中の年間給与証明書・年間収入申告書 ② 令和8年9月～令和9年4月の利用月に入園申請する方 →令和7年中の年間給与証明書・年間収入申告書	・会社書式、源泉徴収票等において控除項目等が読み取れない場合があります、階層算定上不利になる可能性があるため、必ず品川区所定様式にてご提出ください。 ・住民税未申告または税資料（年間給与証明書・年間収入申告書等）の提出がなく税額の確認ができない場合は、区市町村民税所得割額1,031,300円以上の世帯（最高階層）と同様の階層算定になります。 ・国外居住期間が1月から12月ではない場合でも、国内所得も含めて1月から12月までの1年分の申告をお願いします。 ※令和8年5月～8月の利用月を申請し、令和8年9月以降も申請継続される方で令和7年中に海外収入がある場合は、令和7年中の年間給与証明書・年間収入申告書の提出が必要です。（国外に居住し、収入がない方を含む）	
ひとり親世帯	離婚受理証明書、児童扶養手当受給証明書、戸籍謄本等、ひとり親であることを証明する書類	状況に応じて追加書類の提出を依頼する場合があります。	
ひとり親に準ずる世帯	事件係属証明書、離婚調停中であることを証明する弁護士からの証明書等	離婚調停中、協議中等である場合ご提出ください。	
5. 区外からの申請に関する書類・・・該当する方のみ			
品川区外から申請する方	①品川区外からの申請に伴う確認表（品川区所定様式） ②保護者の本人確認書類 ③申請児童の生年月日が確認できる書類	・品川区外からの申請については、P.26～27を必ずご確認ください。 ・左記②③については、P.24を必ずご確認ください。	
6. マイナンバーに関する書類			
(1) 郵送（簡易書留）で申請する方 (2) 窓口で申請する方	①個人番号確認書類 ②本人確認書類	(1) 郵送（簡易書留）で申請する場合は、保護者および申請児童分の左記提出書類の写しを同封ください。 (2) 窓口で申請する場合は、 来庁された方の左記提出書類をご提示ください。 詳細はP.24を必ずご確認ください。	
7. 出生前申請に関する書類・・・2月および4月入園の1次利用調整で申請する方のみ			
(1) 2月入園にて申請をする方 (2) 4月入園にて申請をする方	①親子健康手帳（母子健康手帳）の写し （表紙、分娩予定日記入のページ） ②出生前の保育所等利用申請に係る同意書（品川区所定様式）	(1) 2月入園は分娩予定日が令和8年10月28日以前でも、実際の出生日が10月29日以降の場合は出生前申請ができます。出生日が12月7日以降になった場合は、出生前申請をしても2月入園の利用調整の対象にはなりません。 (2) 4月入園は分娩予定日が令和8年11月6日以前でも、実際の出生日が11月7日以降の場合は出生前申請ができます。出生日が2月4日以降になった場合は、出生前申請をしても4月入園の利用調整の対象にはなりません。 (3) 出生後14日以内に保育認定申請書兼保育所等利用希望申請書（出生に伴う申請書）をご提出ください。	
8. その他に関する書類・・・該当する方のみ			
外国籍で大使館勤務の方	①大使館発行の証明書（家族全員の住所、生年月日記載のもの） ②年間給与証明書・年間収入申告書（品川区所定様式）	①について、勤務している方以外の家族の住所、生年月日の記載が難しい場合、家族分のパスポート等の写しを追加でご提出ください。 ②について、保護者ともにご提出ください。	
生活保護を受給している方	生活保護受給証明書	－	